



新社会人必見

給与明細書からわかること

収入と所得の違いは？
給与収入の場合は？

年末調整の流れとは
源泉徴収票とは
確定申告とは

毎月の給与は
全額手元に
入ってこない！

<目次>

- 収入と所得の違いは？
- 給与収入の場合は？
- 毎月の給与は 全額手元に入ってこない！
- 給与明細書の見方は？
- 年末調整とは
 - 年末調整の流れ
 - 源泉徴収票の見方は？
 - 給与所得と所得税のしくみのイメージ図
- 確定申告とは
 - 確定申告をしなければならない給与所得者は？
 - 確定申告書をした方がお得な給与所得者は？
 - 確定申告書で「課税所得」を知る手順

「収入」と「所得」の違いは？

収入

＝事業や給与などで得られた金額すべて

所得

＝収入から必要経費などを差し引いた金額

$$\text{所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

給与収入の場合は？

会社員の所得

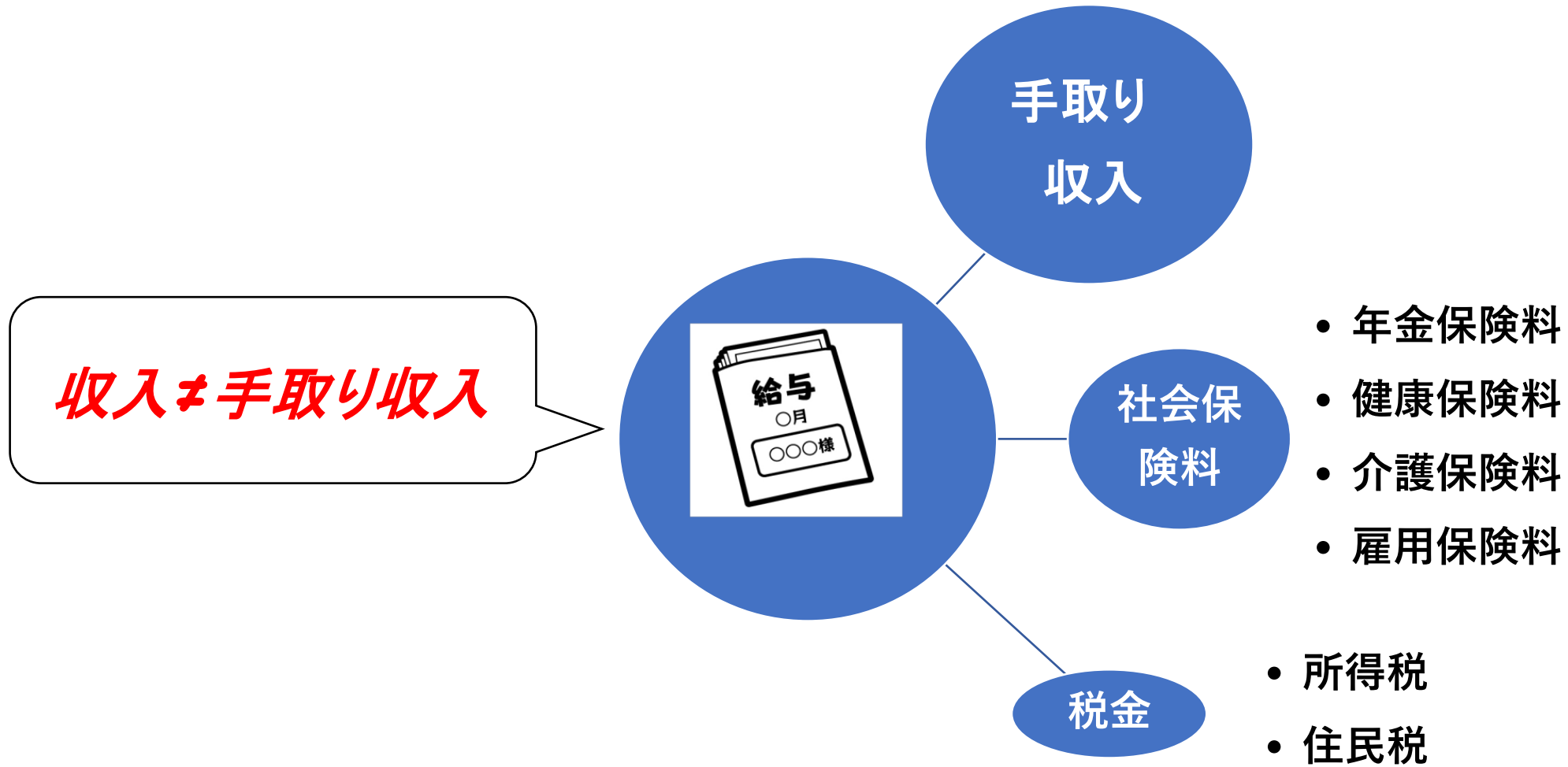
= 給与(収入金額) - 給与所得控除額(会社員の必要経費)

給与の収入金額	
給与所得控除額	給与所得の金額

＜給与所得控除額の速算表＞

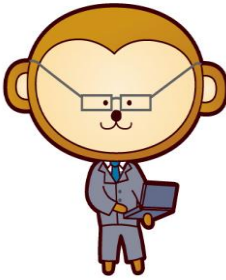
1年間の給与等の収入(A)	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円以下	(A) × 40% - 10万円
180万円超～360万円以下	(A) × 30% + 8万円
360万円超～660万円以下	(A) × 20% + 44万円
660万円超～850万円以下	(A) × 10% + 110万円
850万円超	一律195万円

毎月の給与は 全額手元に入ってこない！



給与明細書の見方は？

給与明細もらったけど、
よくわからないな～



〇〇〇〇年 5 月 給与明細書

社員番号 12356 夢 見都

支給 明細	基本給	職能給	扶養手当	住宅補助	通勤手当	
	220,000	10,000			5,040	
	超過勤務手当	休日手当				支給総額
	16,250					251,290
控除 明細	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	社会保険料計	
	11,143		20,130	1,508	32,780	
	所得税	住民税		労組費	互助会費	総控除額
	5,270				300	38,350

差引支給額

212,940

給与明細書の見方は？

〇〇〇〇年 5 月 給与明細書

社員番号 12356 夢 見都

通勤手当は
非課税

支給 明細	基本給	職能給	扶養手当	住宅補助	通勤手当	
	220,000	10,000			5,040	
	超過勤務手当	休日手当				支給総額
	16,250					251,290
控除 明細	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	社会保険料計	
	11,143		20,130	1,508	32,780	
	所得税	住民税		労組費	互助会費	総控除額
	5,270				300	38,350

控除とは差し引くこと

住民税は 2 年目から納める

介護保険料は
40 歳から納める

これが
手取り額

差引支給額
212,940

年末調整とは

- 毎月の給与やボーナスから引かれる所得税は「見込み額」
- 年末にその年の課税所得額が確定し、所得税額が確定するとこれまで「天引きされた所得税に過不足」が生じる
- この過不足を精算する事務手続きが「年末調整」

年末調整の流れ

見込み額で源泉徴収した給与所得者の
所得税の過不足を精算
所得税を納めすぎている場合は還付
不足があれば追加で徴収
給与所得者の源泉徴収票を作成し交付



会社員・公務員など
給与所得者



給与支払者(源泉徴収義務者)

源泉徴収票等の
法定調書を提出



税務署

各種控除等申告書類の提出

＜年末調整に必要な提出書類＞

必ず提出

- ・扶養控除等（異動）申告書
- ・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書
兼所得金額調整控除申告書

該当者のみ

- ・保険料控除申告書
- ・住宅借入金等特別控除申告書



令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	京都市〇〇区〇〇町						(受給者番号)											
								(役職名)											
														氏名	(フリガナ) ユメ ミルト				
															夢 見都				
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額									
給与・賞与		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円								
		2	516	250	1	681	200	897	647	39	900								
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数								
有 従有		老人		特 定	老 人		その他		特 別	その他									
有 従有		千 円		人 従人	内 人 従人		人 従人	人	内 人	人	人								
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円		千 円			千 円			千 円											
390		647			27			000											
住所(居所)又は所在地																			
氏名又は名称										(電話)									

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 者 の 名 称	住所又は居所	京都市〇〇区〇〇町		(受給者番号)			
				(税務番号)			
				氏名	(フリガナ)	ユメ	ミルト
				夢		見都	

種 別	支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除等)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額								
給与・賞与	内 1	千 円	2	516	250	内 2	千 円	3	1 681	200	内 4	千 円	5	897 647	内 6	千 円	7	39 900

ポイント1

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数
有	無		特 定	老 人	その他	特 別		その他		
		千 円	人	人	人	人	人	人	人	人

ポイント2

社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅ローン金利等特別控除の額	
内	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
	390 647	27 000					

住所(居所) 又は所在地	
氏名又は名称	(電話)

源泉徴収票の見方 ポイント1

種 別	支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額		
	内 1	千 円	250	2	千 円	200	3	千 円	647	内 4	千 円	900
給与・賞与	2	516		1	681			897			39	

① 支払金額とは

会社が支払った給与・賞与(ボーナス)の総額
非課税の範囲内の通勤手当、旅費交通費などは含まない

② 給与所得控除後の金額とは

支払い金額から給与所得控除額を差し引いたもの
給与所得控除…会社員にとっての必要経費

③ 所得控除の額の合計とは

社会保険料控除や基礎控除、配偶者控除などの控除の合計額
※給与所得控除以外の控除の額の合計

④ 源泉徴収税額とは

その年の所得税額と復興特別所得税(2037年12月31日まで徴収)の合計額

1,681,200円(②) - 897,647円(③) = 783,553円 1000円未満切り捨て783,000円 → **課税所得の金額**

783,000円 × 5% (所得税率) = 39,150円 100円未満切り捨て 39,100円 → **所得税**

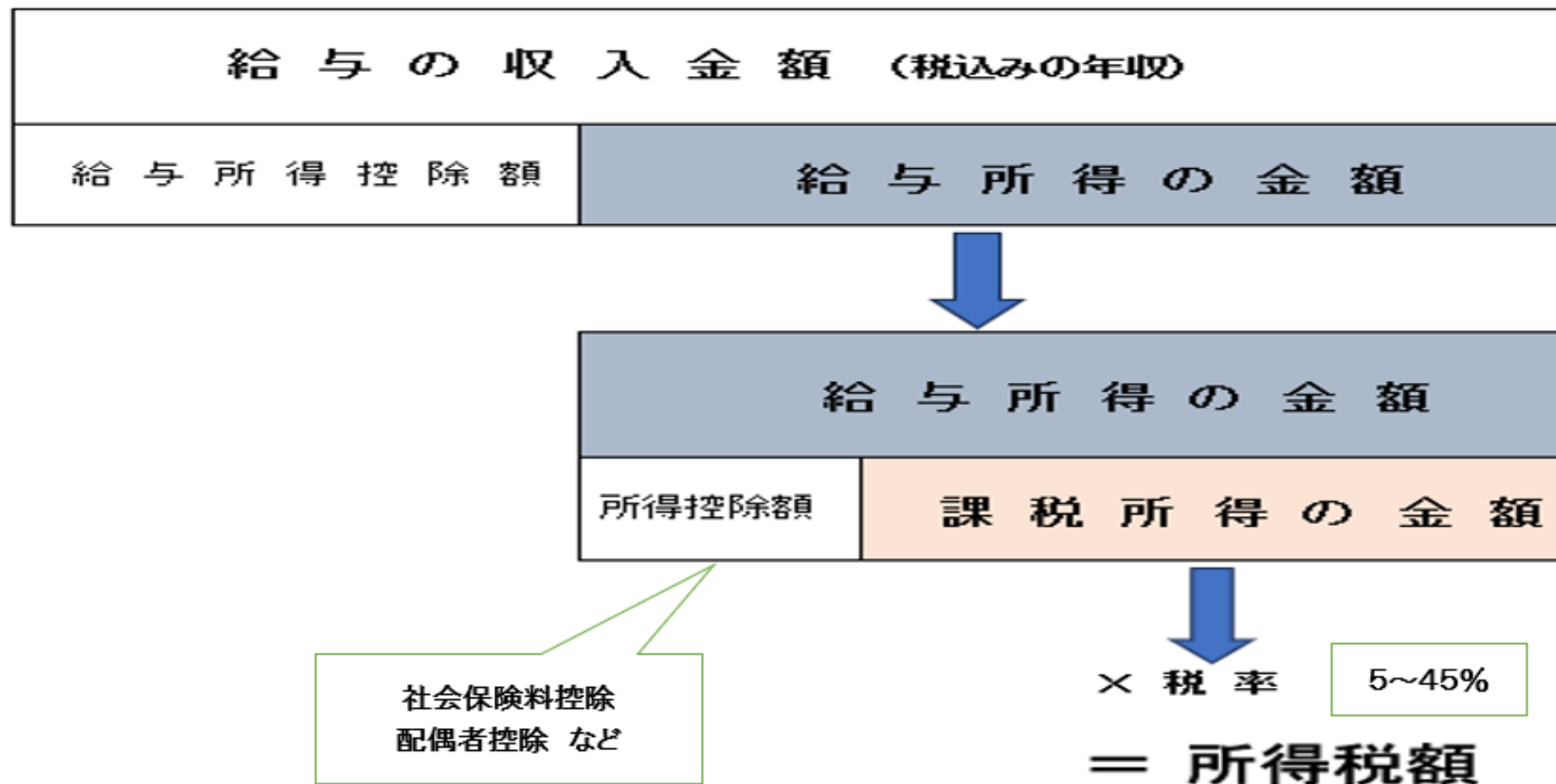
39,100円 × 2.1% = 821円 → **復興特別所得税**

39,100円 + 821円 = 39,921円 100円未満切り捨て39,900円 → **源泉徴収税額**

源泉徴収票の見方 ポイント2

支 を る	受 け 者	住所又は居所 京都市〇〇区〇〇町	(受給者番号)											
			(役職名)											
			氏 名	(フリガナ) ユメ ミルト 夢 見都										
種 別			支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額		
給与・賞与			内 1	千	円	2	千	円	3	千	円	内 4	千	円
			2	516	250	1	681	200		897	647		39	900
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
				特 定	老 人		そ の 他		特 別		そ の 他			
有	従有		千	円	人	従人	内	人	従人	人	内	人	人	人
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額		
内 千 円				千 円				千 円				千 円		
390 647				27 000										

給与所得と所得税のしくみのイメージ図



確定申告とは

期間・・・翌年の2月16日～3月15日

- 所得税の金額を計算して国(税務署)に申告する手続き
- 所得税は所得に対してかかる税金で、原則として、所得を得た人が自分で税額を計算して申告・納付する
- 自営業やフリーランスの個人事業主は基本的に確定申告をする
- 会社員やパート・アルバイトのように勤務先から給与をもらっている
給与所得者は、勤務先が年末調整をして税額の計算や納付を行ってくれる
ただし、「医療費控除」など所得税の還付が受けられる場合は確定申告をする

確定申告をしなければならない給与所得者は？

いつの日か！

- その年の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得及び退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人
(ただし、副業の所得が20万円以下であっても毎年3月15日までに住民税の申告書の提出が必要)
- 給与を2ヵ所以上から受けている人のうち、一定の要件を満たす人
- 同族会社の役員等でその同族会社から不動産の賃貸料や貸付金利子などを得ている人

確定申告の対象であるにもかかわらず、
確定申告をしなかった場合は、
無申告加算税や延滞税などの
ペナルティが課せられてしまう

確定申告をしたほうがお得な給与所得者は？

- 医療費または対象医薬品の購入費が一定額を超える
※年間の医療費から給付金などを差し引いた額が10万円(または所得の5%)を超える
- 年末調整で控除の申告漏れがあった
- 災害や盗難にあって住宅や家財に被害を受けた
- 国や地方公共団体等に寄付した
- マイホームを購入して1年目である など

確定申告をする場合には、
その他の所得が20万円以下で
あっても、その分も含めて
全ての所得を申告しなければ
ならない

令和 〇 年分の 確定申告書の 申告書

FA2203

第一表 (令和五年分以降適用)

① 収入金額等

② 所得金額等

③ 所得から差し引かれる金額

課税される所得金額 (4) 〇〇〇

収入 - 必要経費 = 所得

④ = ② - ③

課税所得 (課税される所得金額) = 所得額合計 - 所得控除合計

確定申告書で 「課税所得」を知る手順

- ①・・・各年収
 - ②・・・各所得額
- 収入－必要経費＝所得
- ③・・・所得控除額
 - ④・・・課税所得 (課税される所得金額)
- ④ = ② - ③

課税所得 (課税される所得金額)
＝ 所得額合計－所得控除合計

(確定申告書は国税庁HPより)

ご清聴ありがとうございました。



制作：京都生協LPAの会